

福島県出土鳥装大刀の所有者像について

福島県文化財センター白河館
学芸課 榎田 秀生

1 稲古館古墳出土銅漆作大刀

(1) 稲古館古墳の概要

稲古館古墳は、須賀川市街地のJR須賀川駅から南西約4km、須賀川市大字稻字古館に所在する。北流する釈迦堂川西岸の丘陵頂部に立地する。平成9・10(1997・1998)に老人保健施設建設工事にともない発掘調査が実施された。

古墳は、標高275.5mを測る丘陵頂部に築かれた円墳である。墳丘の直径は、東西が12.6m、南北が12.4m、丘陵規面からの高さが1.2mである。周溝は確認されていない。



図1 稲古館古墳位置

(2) 横穴式石室の特徴

横穴式石室は、玄門・前庭部が南に向かって開口するように設計される。横穴式石室は玄室・玄門・前庭部からなる構造で、石室奥壁から前庭部端部までの長さが約5.2mを測り、玄室床面の規模は、長さが2.5m、幅が1.75mである。玄門の幅は0.8mである。

玄室の床面は、長辺0.6~0.8m、短辺0.3~0.45m、厚さ0.15mの切石19枚を敷きならべている。床面の切石の一部には入り組み加工が施された石材もある。

玄室・玄門の側壁は、長方体に整形された凝灰岩切石を用いて、奥壁に5枚、両側壁にそれぞれ9枚、玄門部に5枚を立て並べた構造である。側壁材の大きさは、長辺が1.0~1.5m、幅が0.25~0.3m、厚さが0.15mと推定されている。

玄室の天井部は後世の盜掘等により遺存状態が悪く、玄室内に崩落した状態であった。遺存する石材の観察から、切石ではなく大型の割石を掛け渡していたと推定されている。

前庭部は玄門部から「ハの字」状に直線的に開く造りで、玄門部側の幅が0.9m、端部側の幅が1.2mを測る。前庭部底面は、玄門に接する部分に長辺0.8m、短辺0.4mの切石が設けられる。端部に向かって敷石ではなく、凝灰岩破碎粒を含む土が底面となっている。前庭部側壁は、粗く整形された長方体の石材を平積みしている。

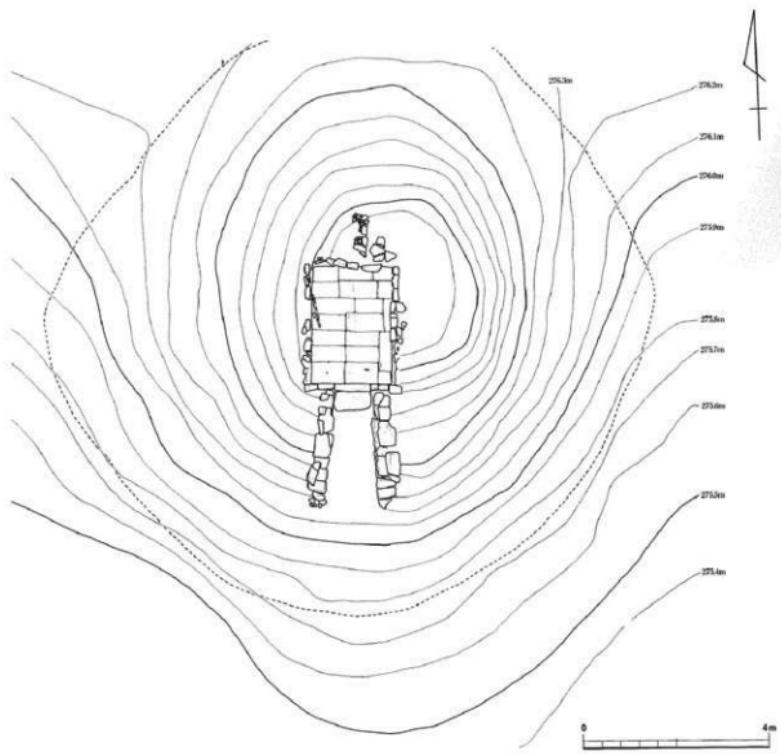


図2 古墳全体図

(3)出土遺物

稻古館古墳からは銅漆作大刀の他に、土師器壺、刀子、鉄釘、鉄鏃が出土している。

土師器壺は墳丘や前庭部から出土した。そのうち墳丘盛土内から出土した非ロクロ整形の壺が古墳の築造年代に近い遺物で、8世紀中葉頃の築造と考えられる。

銅漆作大刀は玄室の西側壁のやや奥壁よりの位置から確認され、鞘尻金具が脱落して刀身と離れた位置から出土している。鉄釘・刀子・鉄鏃は玄室・前庭部から散在するように出土している。玄室内は追葬の際の片付け、後世の盜掘などの可能性もあるが、比較的埋葬時の原位置を保っているものと考えられる。

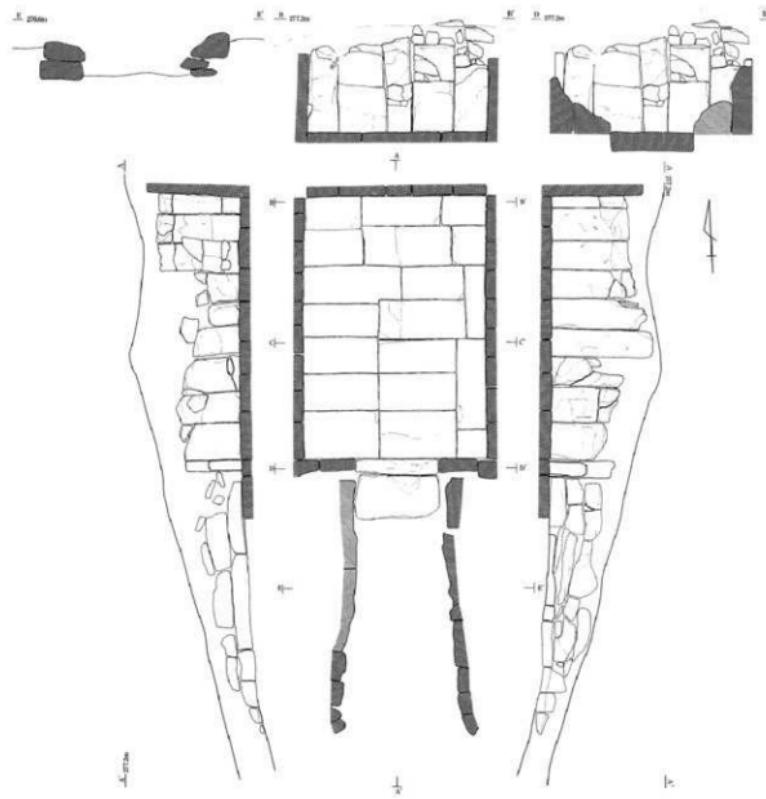


図3 稲古館古墳 横穴式石室展開図

(4) 銅漆作大刀の特徴

全長：76.2 cm。

刀身：長61.1 cm、元幅3.3 cm、棟厚0.7 cm、丸棟、フクラ切先、鎬あり

茎：長15.1 cm 幅2.3 cm、棟厚0.7 cm、先端部からやや刀身よりに鷺目孔あり、両側

把：糸巻が遺存、漆塗りあり。鷺側の責金具が遺存し、把・鷺を固定するつくり。

把頭は遺存しないが、把頭側に把頭を固定する責金具が残る。把木はサクラ材

鷺目金具：茎端部よりや鷺側に孔が認められる。銅製の鷺目金具と鉄製の筒足か
らなる。鷺目金具は佩表のみ遺存し、佩表裏の両側から設けられる。

鷺：長さ7.2 cm、幅4.3 cm、厚0.7 cm 六花弁形板鷺

上下の花弁中央に稜を持つ。花弁形に対応する猪目形窓が6カ所設けられる。

鍔：鍔から刀身側に出る把木を覆うように折り曲げられ、端部は刀身に接する。

鍔が鞘口に入る構造。

筒 金：鞘口の責金具で固定される。

足金具：一の足金具、二の足金具が遺存する。腹帶金二条で、その断面形は刃側がすぼまる梢円形でやや幅が狭い。腹帶金の一部に黒漆が遺存

一の足金具と二の足金具ともに、漆が塗られた山形金に覆輪を被せる。

長方形の帶執金具が遺存し、菊花形座金に球状の飾足を取り付け固定する。菊花形座金と覆輪は金銅製

鞘：鞘木は針葉樹材

鞘尻金：鍔先形で覆輪構造

2 郡山市牛庭出土銀作大刀の特徴

(1)出土状況

牛庭出土銀作太刀の出土状況については、今日では詳細な記録がなく、以下の資料で断片的であるが知ることができる。

ア 『郡山埋文ニュース』第7号(昭和62年12月1日発行)石井寛高 *文献(3)

昭和31年4月5日に牛庭孫兵工堀地内の山林を開墾中に発見された。6日には公民館に寄贈、7日は公民館の出土地点の現地調査、8日に新聞発表されている。再発掘の結果、刀の出土地点周辺から須恵器片が出土したほか、埋葬施設を伴う円墳と推定している。

イ 『福島考古20』「郡山市牛庭出土の銀作大刀」(1979年)穴沢味光・馬目順一 *文献(4)

田中正能からの手紙で、鉄刀は円墳の箱式石棺内から出土し、鐵鏃・勾玉なども出土したとされている。

(2)銀作大刀の特徴

全 長：78.3 cm、

刀 身：長64.3 cm、元幅2.7 cm、棟厚0.7 cm、丸棟、カマス切先、鑄あり

刀身に漆塗布？

茎：長14.0 cm 幅1.7 cm、棟厚0.5 cm、先端部に鶴目孔あり、両側

把：遺存していない。責金具・把頭は欠損する。

鍔：長さ6.6 cm、幅4.9 cm、厚0.9 cm

六花弁形板鍔、上下の花弁中央に稜を持つ。窓なし。表側は漆で花弁を表現する。

鍔：なし

筒 金：鞘口に筒金が取り付けられ、責金具で固定される。

足金具：一の足金具、二の足金具が遺存する。腹帶金二条で、その断面形が梢円形でやや幅が広い。漆塗り。

一の足金具：帶執金具・座金が欠損。

二の足金具：長方形の帶執金具が遺存する。

鞘：遺存していない。

鞘尻金：遺存していない。

福古館古墳出土銅漆作大刀

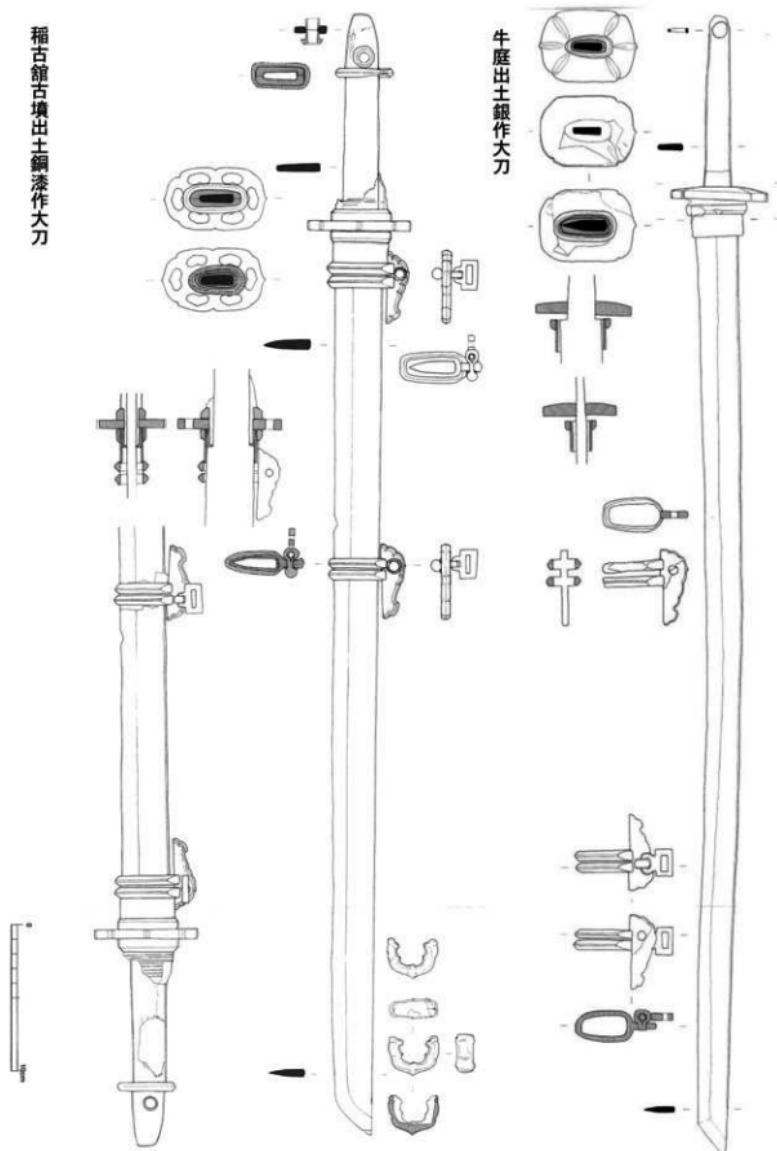


図4 福島県出土の鳥装横刀（縮尺不同）

正倉院宝物
金銅錫莊大刀



稻古館古墳出土銅漆作大刀



牛庭出土銀作大刀



写真 正倉院宝物金銅錫莊大刀第5号・稻古館古墳出土銅漆作大刀・牛庭出土銀作大刀

3 福島県出土の鳥装大刀の年代

稻古館古墳出土銅漆作大刀の年代については、発掘調査報告書＊文献(1)において、福島雅儀氏が示す大刀の構造上の特徴と正倉院に伝わる刀との比較を通した年代観を採用している。

稻古館古墳の墳丘積み土内部から出土した土器の年代から8世紀前半代の築造年代を推定している。大刀自体の年代については、懸け通し孔を持つ方頭の把頭、花弁形の板鐔、二条の腹帶を持つ山形足金具、カマス切先となる刀身が正倉院様式の特徴と共通している。さらに7世紀代の鉄刀に見られる鍔構造を持つ点、鍔内部に把木が入る構造が天平勝宝四(752)年銘がある正倉院樂刀に共通する。8世紀中葉頃までは稻古館古墳銅漆作大刀と同じ作りの刀が残ることから、大刀の年代を7世紀末葉から8世紀初頭としている。

牛庭大刀については、前述したとおり山形足金具やカマス切先など稻古館古墳銅漆作大刀などと同様に正倉院様式の鉄刀と共通する。ただし、鍔まわりの構造上の違いに着目し、把木が鍔表で止まり、鍔内部に入らない構造が8世紀後半頃に出現するとし、後の日本刀の把構造に受け継がれることを指摘している。

牛庭大刀の年代については、稻古館古墳出土の銅漆作大刀よりは後出的な大刀と位置付けられ、本稿では8世紀後半から9世紀代まで下る年代観を想定しておきたい。

4 文献史料との関連

(1) 石背国 の成立

『続日本紀』(延暦十六(797)年完成) 卷八 養老二(718)年条 石背国・石城国が分立

* 石背国(会津郡・白河郡・磐梯郡・安積郡・信夫郡の5郡)

国府は須賀川市上人塚廢寺周辺と推定される。

* 石城国(菊多郡・石城郡・標葉郡・行方郡・宇多郡・亘理郡の6郡)

(2) 石背国 の廃止

『続日本紀』卷八 養老四(720)年十一月二十六日条

陸奥国・石背国・石城国の租税免除

『続日本紀』卷八 神亀五(728)年 陸奥国に白河軍団の設置

* 文獻史料からは、神亀五(728)年までには、既に石背国が陸奥国に再編入されていたことが分かる。

(3) 陸奥国を取り巻く社会情勢

・『日本書紀』齊明天皇 たびたび蝦夷との接触や軍事的衝突の記事が見られる

齊明天皇(660)年：阿倍比羅夫による征討記事など

・『大宝律令』(大宝元(701)年完成)

陸奥国司の特例的権限：蝦夷に対する征討・齋給・斥候などを任務

・蝦夷征討の本格化と終焉

天平九(737)年 大野東人による多賀城から出羽国直通路の工事

宝亀五(774)年 桃生城が海道蝦夷に襲撃される。

宝亀十一(780)年 伊治皆麻呂の反乱、国府多賀城の一時陥落

延暦八(789)年 阿豆流為の反乱

延暦二十(801)年 坂上田村麻呂による蝦夷征討と胆沢城・志波城の設置で、蝦夷征討がほぼ完了する。これ以後、大規模征討がなくなるが、軍団制度は継続

5　まとめ　一鳥装大刀の所有者像－

奈良時代の稻古館古墳から出土した銅漆作大刀について、先学の研究成果を基に、正倉院様式の鳥装大刀と共通した特徴から、官位五位以下の文官が佩用する刀と推定されている。さらに大刀の構造的な特徴から、7世紀末葉から8世紀初頭頃の年代が推定されている。

この大刀の所有者像として、丘陵頂部に単独で設けられた円墳で、切石を多用する石室構造を評価すれば、在地首長としてはトップクラスの墳墓に相当する。鉄刀の年代は、ちょうど『続日本紀』に記されている石背国分立の直前にあたる。官位五位は地方官人としては郡司クラスであることは言うまでもなく、石背国分立に深くかかわる在地官人と結論付けられている点は妥当性が高い。

ただし、この正倉院様式の大刀については出土例が極めて低いことから、官位五位以下の官人が佩用できる資格を有することを示しているのであって、地方官人（郡司クラス）すべてが佩用していたとは考えにくい。やはり何らかの功績等があつて大刀を所有し、古墳に副葬されたものと推察できる。

一方、牛庭出土銀作大刀は出土状況が不明なため、出土遺構からの詳細な分析ができない。稻古館古墳出土銅漆作大刀と同様に鳥装大刀の範疇にあり、やはり郡司クラスの地方官人の佩用刀と位置付けられる。年代的には大刀の構造的な特徴から、稻古館古墳の大刀よりは後出的で、8世紀後葉から9世紀代の所産と指摘される。この時期の陸奥国の様子を記録する『続日本紀』では、蝦夷政策を中心で、牛庭遺跡を含む地域（当時の「安積」）の地名を冠した「安積臣」人物の記述が散見できる。蝦夷政策との関わりで功績があつた人物像が想像されよう。

ここで検討課題となるのが、刀身に見られる漆塗りである。古墳等の墳墓に副葬された大刀の刀身に漆が塗られた痕跡が確認できる例は極めて少ない。漆塗りの理由については、不明であると言える。しかし、日本刀の刀身に漆を塗る事例は錆止めとされ、特に寺社に奉納された刀に例があり、再度刀を使用する場合は、漆付着したまま刀身を研ぐとされる。この点は牛庭出土大刀について、出土状況の記録が少ない点は惜しまれるが、陸奥国南部で正倉院様式大刀が出土する意義を再検討する上で、新たな視座になる可能性があることを指摘しておく。

終わりに、正倉院様式の大刀と共に、奈良時代に特徴的な鉄刀の一つである蕨手刀とのかかわりについて、黒済和彦＊文献(2)の研究も興味深い。今回企画展に展出した観音山北横穴墓群3号横穴出土蕨手刀は黒済III古類、7世紀後葉から8世紀前葉、伝内山古墳出土蕨手刀：黒済IIIIV複合古類、8世紀中葉に位置づけている。これら刀の意義や所有者像など蝦夷政策の渦中における陸奥国南部のあり方を考える上で重要となる。今後、検討を深めまとめる機会をつくっていきたい。

【引用・参考文献】

- (1)須賀川市教育委員会 「稲古館古墳 稲古館遺跡」『須賀川市文化財調査報告書第40集』 2003年
- (2)黒済和彦 「蕨手刀の考古学」『ものが語る歴史 39』同成社 2018年
- (3)石井寛高 「牛庭で発掘された直刀について」郡山埋文ニュース第7号 1987年
- (4)穴沢味光・馬目順一 「郡山市牛庭出土の銀作大刀」福島考古第20号 1979年